**事業類型 ：施設運営型　　部　　局 ： 住宅まちづくり事 業 名 ：府営住宅事業**

**注記（事業別財務諸表・府営住宅事業）**

**１．追加情報**

（１）固定資産の減損の状況

（行政財産）

減損の兆候があるもの（減損を認識した場合を除く）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 用途 | 種類 | 場所 | 帳簿価額（円） | 減損の兆候の概要 | 複数の固定資産を一体として行政サービスを提供するものと認めた理由 | 減損を認識しない根拠 |
| 府営住宅 城山台２丁  外13住宅 | 土地 | ー | 11,378,747,663 | 使用低下の見込み  （耐震改修による募集制限等） | ― | （耐震改修後）  回復の見込み |
| 建物 | 10,068,783,972 | 使用低下の見込み  （耐震改修による募集制限等） | 一体として府営住宅としての用を成しているため | （耐震改修後）  回復の見込み |
| 工作物 | 6,605,842 |
| 府営住宅 狭山 外１７住宅 | 土地 | ー | 13,999,980,191 | 使用低下の見込み（一部用途廃止予定） | ― | 使用を継続 |
| 建物 | 8,512,741,998 | 使用低下の見込み（一部用途廃止予定） | 一体として府営住宅としての用を成しているため | 使用を継続 |
| 工作物 | 18,626,807 |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 用途 | 種類 | 場所 | 帳簿価額（円） | 減損の兆候の概要 | 複数の固定資産を一体として行政サービスを提供するものと認めた理由 | 減損を認識しない根拠 |
| 府営住宅 赤坂台３丁 外４住宅 | 土地 | ー | 3,605,574,000 | 使用低下の見込み  （耐震改修・一部用途廃止予定） | ― | 使用を継続・  （改修後）回復の見込み |
| 建物 | 3,834,159,360 | 使用低下の見込み  （耐震改修・一部用途廃止予定） | 一体として府営住宅としての用を成しているため | 使用を継続・  （改修後）回復の見込み |
| 工作物 | 19 |
| 府営住宅 竹城台第４ 外30住宅 | 土地 | ー | 13,564,559,463 | 使用低下の見込み（建替えによる募集制限等） | ― | （建替え後）  回復の見込み |
| 建物 | 96,533,398,709 | 使用低下の見込み（建替えによる募集制限等） | 一体として府営住宅としての用を成しているため | （建替え後）  回復の見込み |
| 工作物 | 4,406,274,037 |
| 府営住宅 千里古江台住宅・吹田古江台住宅 | 土地 | ー | 866,041,559 | 使用低下の見込み（建替え・耐震改修による募集制限等） | ― | （建替え後・耐震改修後）  回復の見込み |
| 建物 | 7,448,789,541 | 使用低下の見込み（建替え・耐震改修による募集制限等） | 一体として府営住宅としての用を成しているため | （建替え後・耐震改修後）  回復の見込み |
| 工作物 | 422,360,557 |

減損を認識したもの

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 用途 | 種類 | 場所 | 減損前の帳簿価額（円） | 減損に至った  経緯 | 減損損失額（円） | 減損後の帳簿価額（円） | 減損損失額の算出方法の概要 | |
| 帳簿価額と比較する正味売却価額・使用価値相当額の別とその算出方法 | 摘要 |
| 府営住宅  毛馬東  外57住宅 | 土地 | ― | 7,367,180,324 | 大阪市に  業務移管 | 7,367,180,324 | 0 | 移管に伴う無償譲渡のため０ | 帳簿価額を減額 |
| 建物 | 58,037,938,437 | 58,037,938,437 | 0 |
| 工作物 | 833,976,830 | 833,976,830 | 0 |

（２）その他財務諸表の内容を理解するために必要と認められる事項

①事業の概要

府営住宅の企画・整備・運営・管理等を行っています。

　　　 ②当該事業に関し説明すべき固有の事項

　　　　○　大阪市内の府営住宅を大阪市に移管したことに伴い固定資産等評価損（減損）（66,240百万円）を計上しています（なお、大阪市に移管した大阪府営住宅に係る地方債についてはそれらを償還するまで、引き続き大阪府の負債として計上しますが、当該地方債の元利償還金等相当額については、「大阪府営住宅事業の移管に関する協定書」等に基づき、毎年度、大阪市が負担することとなっています）。

○　建設仮勘定の減額に伴う過年度修正損（10,165百万円）を計上しています。

○　大阪府の新公会計制度における地方債残高については、毎年度の元金償還相当額を公債管理特別会計に移し替えて表示するなど、各会計別の実残高とは異なっています。

なお、本会計の実残高は376,717百万円です。詳しくは、公債管理特別会計の注記「地方債残高及び減債基金の表示」をご覧ください。